

## 公認スキー指導者規程

(目的)

第1条 本規程は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「本連盟」という。）公認規程に基づき、公認スキー指導者（以下「指導者」という。）に関し、必要な事項を定める。

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(定義)

第3条 本規程の指導者とは、本連盟公認スキー指導員、公認スキー準指導員をいう。

(任務)

第4条 指導者は、スキー界の先達として自覚と誇りをもって、その普及発展に努めなければならない。

(資格)

第5条 指導者は、公認スキー指導者検定規程に定めた検定会で合格した者が、別に定めた手続きを行うことにより資格が付与され、全国共通の資格を有する。

(活動の範囲)

第6条 指導者は、本連盟の加盟団体、所属団体及び公認スキー学校等において活動することを原則とする。

(有効期間)

第7条 資格の有効期間は、合格年度及び更新年度から2年間とする。

(義務)

第8条 指導者は、次の各号に掲げる義務を負う。

(1) 指導者は、指導者の任務を完遂するため、資格有効期限内に、公認スキー指導者研修を最低2年に1回受講し、修了しなければならない。

(2) 指導者は、加盟団体の事業には、優先的に参加しなければならない。

(資格の停止)

第9条 指導者が、指導者研修を2年続けて未修了の場合は、指導者の資格を停止する。資格停止中の者は、指導活動を行うことができない。

(資格停止の解除)

第10条 指導者の資格の停止解除は、公認スキー指導者研修修了により資格の停止を解除できる。

(資格の喪失)

第11条 指導者で、次に掲げる各号の一つに該当する者は、指導者の資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 本連盟の規約に違反し、指導者としての体面を汚すような行為があったとき

(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

2 前項第1号、第2号については、理事会の決定による。

(登録料の納期)

第12条 第3条に定める指導者は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに納める。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和58年 8 月	改訂
昭和59年 5 月	改訂
昭和61年 5 月	改訂
昭和62年 9 月	改訂
平成 2 年11月	改訂
平成 5 年 6 月26日	改正
平成 7 年10月13日	改正
平成12年 9 月20日	改正
平成14年11月 5 日	改正
平成15年 6 月27日	改正
平成17年 6 月15日	改正
平成21年 9 月18日	改正
平成23年11月18日	改正
平成25年 7 月 9 日	改正
平成27年 7 月14日	改正
平成29年 7 月15日	改正
平成29年 8 月22日	改正
令和 2 年11月 6 日	改正
令和 5 年 7 月 5 日	改正
令和 5 年 9 月14日	改正